

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会検討会（2003.9.18開催）結果概要

03.10.8 庶務作成

開催日時：2003年9月18日（水） 9:30～12:30

場 所：axビル 4階 アクスネット CDルーム

参加者数：委員9名

1 決定事項

- ・10月に部会を開催し、基礎原案についての議論及び意見書の骨子についての意見交換を行う。日程については、10/6から10/12の間で調整のうえ決定する。
- ・各委員は、基礎原案及び整備内容シートへの意見を提出する。
- ・各委員は、三田村部会長より提示された意見書骨子（住民参加部分）「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（住民参加）」についての意見を至急提出する。
- ・合意形成（社会的合意）についての意見が未提出の委員は、9/26（金）までに提出する。
- ・合意形成（社会的合意）に関する意見は、次回委員会(9/30)に委員からの意見として提出する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

）意見書の構成及び骨子（住民参加部分）について

意見書の構成及び三田村部会長より提示された意見書骨子（住民参加部分）「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（住民参加）」について意見交換が行われ、意見書骨子（住民参加部分）については上記「1 決定事項」の通り、引き続き意見募集を行うこととなった。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

）基礎原案についての意見交換

基礎原案および本日配布された基礎原案に係る具体的な整備内容シートについては、三田村部会長より「まず各委員からの第2稿への意見が反映されているかどうかの確認をしてほしい」との要望があり、上記「1 決定事項」の通り、意見募集を行うこととなった。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

）合意形成（社会的合意）について

資料2-2「『社会的合意』に関する委員からの意見」及び資料2-2追加をもとに意見交換が行われ、「1 決定事項」の通り決定した。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

意見書の構成及び骨子（住民参加部分）について

意見書の構成及び三田村部会長より提示された意見書骨子（住民参加部分）「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（住民参加）」について意見交換が行われ、意見書骨子（住民参加部分）については、引き続き意見募集を行うこととなった。

< 骨子の構成、内容について >

- ・骨子では委員会の成果と課題を明確にしたいと思っている。それは、よい部分を明確にして他の流域でも取り入れて頂き、淀川方式を全国に波及させたいという意図もある。

委員の選定や委員会の構成についての検討段階から開かれたものにしようという意識があったことや、また行政でなく委員会で自主的に運営してきたということもどこかに入れてほしい。

基礎原案に対する意見書なので、委員会が行ったことの成果はここには入らないのではないかと。河川管理者が流域委員会に意見を聴いている手続きやプロセスが評価される、ということならあり得る。

- ・骨子とはいえ各部会が数行程度、全体で数ページでは集約しすぎではないか。もっと長くした方が、一般の方にわかりやすいと思う。
- ・意見書骨子の案の中に「住民の啓発活動」と書かれているが、啓蒙・啓発という概念自体が問題ではないかという議論もあるので、「住民との協働活動」等の言葉にしてほしい。

< 住民参加部会についての評価、課題 >

- ・意見書骨子の住民参加部分では、別冊で提言したことが実行に移されつつあることへの評価や、それをうまく運営していくための課題を書くべきではないか。

提言して取り入れられたのは河川レンジャーと対話集会の2点だけである。委員会は批判や抽象的な提言をするが、河川管理者は具体的なシステムを提言してほしいという両者の食い違いがある。抽象的な提言をしてもほとんど受け入れられないが、具体的な提案をした部分はきちんと入れられている。

部会の力不足で、具体的に提案できていない面もある。（部会長）

治水の部分で、水害に強い地域づくり等、社会に表現するための手法と言語を工夫したところが評価できる。

河川管理者による対話集会が実現されること自体も大きな成果だが、委員会自体オープンにして一般から意見を聴いていることにも大きな意義がある。

河川管理者も今までと同じではいけないと認識しているが、整備内容シートを見ると具体的にどのようにしたらいいかわからないということを感じる。（部会長）

これまでの住民説明会で出てきた意見の中には計画に反映されたものもあるが、意見が取り入れられているということを、河川管理者がうまくフィードバックしていないために、一般からすると、行政は意見を言っても取り入れてくれないという不信感が募っていくと感じる。

- ・河川レンジャーという住民が関わる活動の検討会が、公募もされず非公開で行われており、流域委員会にもいつ開催する等の報告もなかった。これでは動き出した最初からつまづいている。

おそらく企画する人たち自身がそのようなことに気づかないのだろう。委員会から言い続ける必要がある。

河川管理者は、検討段階から、公開の請求がなくても積極的に情報を提供する等、基本的な姿勢の転換が必要だ。

- ・住民参加を全て行政に責任を持たせるのではなく、住民が住民と河川管理者の間のコーディネーターとなるような、自主的な住民参加の形も考えられる。
- ・ダムの見直し・検討の過程における住民参加はどうか、また見直し・検討の結果が出たときにはどうするのか、明らかにする必要がある。
- ・住民参加の形態として権利防衛参加、判断形成参加や情報提供参加等があり、その内容により参加する住民の範囲が違って来る。類型ごとに分けてどのような参加が必要か具体的な提案をしなければ、なかなか取り入れられないだろう。
- ・ここで検討されているのが住民参加の真の姿なのか、実は住民の中の特殊集団をつくっていて大多数の住民を切り捨てているのではないか、ということは常に心にとどめて動くべき。
(部会長)

基礎原案についての意見交換

- ・まずは説明資料(第2稿)について出した意見が基礎原案に反映されているかどうか確認してほしい。反映されていれば部会とりまとめを修正する必要がある。(部会長)
- ・何度も意見を出してきたことだが、P29の4.7.1ダム計画の方針の(2)については、「妥当と判断される」の内容と基準を明確にしておくべき。

合意形成(社会的合意)について

- ・住民参加部会としてのとりまとめの中に、社会的合意について項目を立てて基本的な考え方について述べてはどうか。骨子にも入れるべきではないか。

とりまとめの最後に入れたいと思っている。骨子には、ダムの部分で出てくるかと思うが、作業部会で提案する。(部会長)

社会的合意のプロセスをあまり明確にすると、河川管理者がその条件さえクリアすればよいと思いかねない。委員会からは、明確な定義を提示すべきではない。

少なくとも、今のとりまとめ素案のレベルでは抽象的に述べているだけなので、そのような心配はないのではないか。

資料2-2で委員から出ている意見の中には4分の3等具体的な数値が出ているものもあるが、その対象をどこにするかという問題がある。数値的に表現するとかえってマイナス面が出てくるのではないか。

基礎原案では、社会的合意という言葉はないが合意形成という言葉を使っているので、その合意形成とはどういうことなのかを指摘する必要がある。

- ・提言ではダムの部分でのみ社会的合意という言葉を使っているが、この言葉について、十分に議論できていたわけではない。ダム以外にも社会的合意が必要な事業がある。

ダムは、提言でも強く書かれているように、他の事業とは別に考えるべきだ。住民参加のプロセスを十分に踏むというような社会的合意と、原則としてつくるべきでないとしているダムにおける社会的合意を一緒に論じることには抵抗がある。

どの事業においても、合意のプロセスは同じであるが、合意形成の対象となる住民の範

困が異なる。

ダムの場合は、代替案が十分に検討されて、代替案ではできないと客観的に評価されたかが重要だ。

- ・成人だけでなく未来の世代や生物の代弁者も議論に参加したうえでの合意であるべき。自分の立場で議論するのか、或いは一番被害を受ける生態系等の立場になって議論するのかでも合意は違ってくる。
- ・大阪で行われた一般意見聴取試行の会で、大阪市民にとってダムはどうしても良い問題だという意見を聴いて、地元の住民だけの意見でダムが動いていいのかと感じた。広い意味での関係住民の理解力を向上させるシステムをつくらなければ真の住民参加は難しい。
- ・社会的合意であるかを誰が判断するか、という非常に難しい問題もあり、これは流域委員会やこの部会で決められることではないと思う。
- ・大多数の合意を得たら環境破壊をしていいのかということそうではなく、社会的合意に明確な基準はあり得ない。プロセスが住民に評価されるべきである。
一般論としての社会的合意は、例えば多数決で決める等とは提言できない。社会的合意という精神を、ダムに限らずあらゆる事業において盛り込むべきと記述してはどうか。
- ・合意と賛成は違うことを明確にすべき。合意の場合は、反対だけれども仕方がないという立場もあり得る。
- ・住民参加部会では、社会的合意について明確に決めることはできないのではないかと。委員の意見を示して河川管理者に参考にしてもらう方法しかとり得ないであろう。(部会長)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。